

議案第六十一号

杉並区自治基本条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区自治基本条例の一部を改正する条例

杉並区自治基本条例（平成十四年杉並区条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「及び責務」を「及び義務」に改める。

第一条及び第四章の章名中「責務」を「義務」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3 区は、様々な災害等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、危機管理の体制の強化に努めなければならない。

第八条の見出しを「（区議会の役割及び権限）」に改め、同条第一項中「機能」を「役割」に改め、同条第三項を削る。

第九条の見出しを「（区議会の責務）」に改め、同条中「図り」の下に「、区民等に対する説明責任を果たし」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

区議会は、区政の発展及び区民生活の向上のため、前条に規定する権限等を行使する

とともに、区民等の多様な意見の反映を図り、もって自由かつ活発な討議をし、常に効果的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

第十条の見出し中「区議会議員」の下に「及び区議会議長」を加え、同条中「機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行」を「責務等を果たすため、積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上」に改め、同条に次の二項を加える。

2 区議会議員は、政治倫理の確立に努め、誠実に職務を遂行しなければならない。

3 区議会議長は、区議会を代表し、公正かつ中立に職務を遂行するとともに、区議会事務局の職員を適切に指揮監督し、事務局機能の充実に努めなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

2 区は、前項に規定する基本計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗^{ちよく}状況の管理を行うとともに、毎年度一回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

第二十三条中「及び」の下に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）並びに」を加える。

第二十八条の見出し中「政策」を「政策等」に改め、同条中「区は」の下に「、区民等の区政への参画及び協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民自治の更なる進展及び区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより」を加え、同条ただし書を削る。

第三十一条に次の一項を加える。

2 区は、この条例の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、一定期間ごとに、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(提案理由)

区の責務規定を追加するとともに、新たに区議会の責務規定を設ける等の必要がある。

杉並区自治基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>第四章 事業者の権利及び義務（第六条）</p> <p>第五章～第十二章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体になさわしい自治の実</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>第四章 事業者の権利及び責務（第六条）</p> <p>第五章～第十二章 略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体になさわしい自治の実</p>

現を図ることを目的とする。

第四章 事業者の権利及び義務

第五章 区の責務

第七条 略

2 略

3 | 区は、様々な災害等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、危機管理の体制の強化に努めなければならない。

(区議会の役割及び権限)

第八条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する役割を果たすものとする。

2 略

現を図ることを目的とする。

第四章 事業者の権利及び責務

第五章 区の責務

第七条 略

2 略

(区議会に関する基本的事項)

第八条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

2 略

3 | 区議会は、前二項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。

(区議会の責務)

第九条 区議会は、区政の発展及び区民生活の向上のため、前条に規定する権限等を使用するとともに、区民等の多様な意見の反映を図り、もって自由かつ活発な討議をし、常に効果的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2| 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、区民等に対する説明責任を果たし、開かれた議会運営に努めなければならない。

(区議会議員及び区議会議長の責務)

第十条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する責務等を果たすため、積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

(区議会の情報の公開及び提供)

第九条

区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り

、開かれた議会運営に努めなければならない。

(区議会議員の責務)

第十条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。

2 | 区議会議員は、政治倫理の確立に努め、誠実に職務を遂行しなければならない。

3 | 区議会議長は、区議会を代表し、公正かつ中立に職務を遂行するとともに、区議会事務局の職員を適切に指揮監督し、事務局機能の充実に努めなければならない。

(基本構想等)

第十四条 略

2 | 区は、前項に規定する基本計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗^{ちよく}状況の管理を行うとともに、毎年度一回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

(財政状況の公表)

第二十三条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)並びに別に条例で定めるところにより財政状況を公表

(基本構想等)

第十四条 略

(財政状況の公表)

第二十三条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)並びに別に条例で定めるところにより財政状況を公表

するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(政策等に係る区民等の意見提出手続)

第二十八条 区は、区民等の区政への参画及び協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民自治の更なる進展及び区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。

第十一章 条例の位置付け

第三十一条 略

2 | 区は、この条例の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、一定期間ごと

するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(政策) に係る区民等の意見提出手続)

第二十八条 区は

、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

第十一章 条例の位置付け

第三十一条 略

に、この条例の内容について検討を加え、
必要な見直しを行うものとする。
